

小規模自治体から日本の行方をみる

OSP-M1 永尾理恵子

1. はじめに

2005 年 5 月 31 日に発表された総務省による「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」において、政府は合併特例債などの「アメ」による合併推進から「都道府県主導」による推進への移行の色合いを強めた。また注目すべきは、構想対象市町村の組合せを「おおむね人口 1 万人未満を目安とする小規模な自治体」とし、大義名分がないといわれているこの市町村合併が、今や人口 1 万人未満の小規模自治体にとって「強制的市町村再編」の段階へと向かっている点である。

かつて、島根県柘木村（人口 2,000 人弱）を視察した当時の大蔵省官僚が、村の中では 1 番広い水田を持つ集落で「こんな狭いところで農業をしているから、財政赤字になる」と言ったことがあるそうである。経済効率の視点からくる考えではあろうが、人口規模だけで農村を切り捨てる地方自治再編の論理もこの大蔵省官僚の発想と同じといえないだろうか。そこからは国が財政効率を高めるために農山村の小規模自治体を整理・解体する意図も見え隠れするが、財政論理の合併による地方分権では将来の日本の姿があまりに危惧される。

私は、21 世紀社会を見据えては、日本において農山漁村の社会的価値を再評価することに重きをおきたい。だからこそ、小規模自治体に価値を見出し、そこから日本の行方をみたいと思うのである。

本稿では、「小規模自治体」をキーワードとするため、「小規模市町村」の扱いに具体的イメージを与えた「西尾私案」を取上げることとする。そして、それに対する、全国町村会の声を取上げ、また、「コモンズから始まる信州ルネッサンス改革」を掲げる長野県における小規模町村、小規模自治体が多く存在するフランスの例をみることにより、日本のあるべき基礎自治体の姿について考察していく。

2. 合併の歴史と西尾私案

ここでは、「西尾私案」が提示されるまでの経緯をみていくことにする。

まず、わが国では「平成の大合併」以前に 2 つの大きな合併が行われている。1888 年、時の内務大臣であった山県有朋氏は「独立のためには資力のない町村は合併すべきだ」という方針を全国に打出し、近代的な地方自治制度である「市制町村制」が制定された。結果、「明治の大合併」が行われ、それまで 71,314 あった町村は、1989 年には 39 市 15,820 町村へと整理される。続いて 1950 年の朝鮮戦争により地方行政の簡素化・合理化がクローズアップされたことによって、1953 年には「町村合併促進法」が制定される。ここでは、法律の第 3 条に「町村はおおむね、8,000 人以上の住民を有するのを標準」と記され、同年に閣議決定された「町村合併促進基本計画」においても市町村数を 3 分の 1 にすることが明示された。そして、「昭和の大合併」の結果、1961 年には 556 市 2,916 町村にまで市町村は減少したのである。

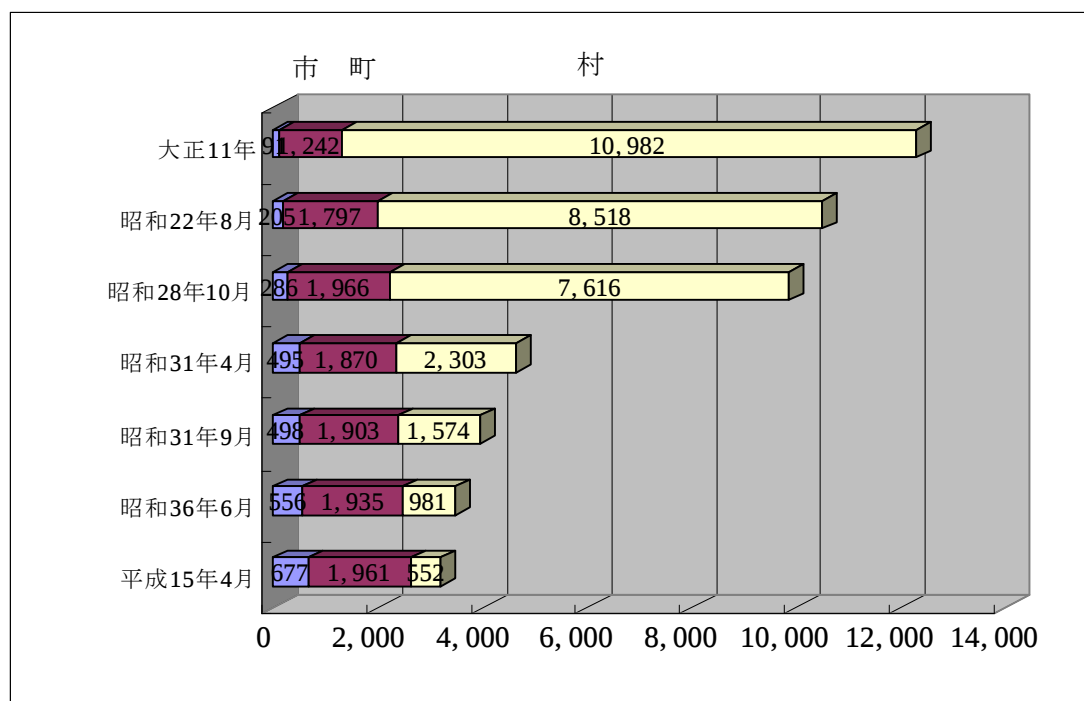
■ 図表 1 都道府県の変遷（一部）

1871（明治 4）年 4 月	3 府・45 県・261 藩
7 月	3 府・306 県（廃藩置県）
12 月	3 府・72 県
1872（明治 5）年 12 月	3 府・69 県・1 藩（琉球藩を置く）
1876（明治 9）年 12 月～ 1878（明治 11）年 12 月	3 府・35 県・1 藩
1899（明治 12）年 12 月	3 府・36 県（琉球藩を廃し沖縄県を置く）
1943（昭和 18）年 12 月	1 都・2 府・43 県（東京都の都制施行）
1946（昭和 21）年 12 月	1 都・1 道・2 府・42 県（北海道を置き、沖縄県を廃す）

■ 図表 2 明治の大合併

年	市	町村	合計
1888（明治 21）年	—	71,314	71,314
1889（明治 22）年	39	15,820	15,859

■ 図表 3 市町村数の変化



この 2 大合併の後、しばらくは町村数の大きな減少は起きなかったものの、政府は 1965 年以来「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）によって 30 年以上、市町村の自主的合併を促進してきた。そして、1990 年代半ばになると、地方分権の流れの中で市町村合併の必要を唱える声が再び高まり、1995 年には合併特例法において「自主的な市町村の合併を推進すること」を趣旨とする内容に改正がなされ、2005 年 3 月末まで期限を延長することとした。そして、合併特例債など市町村合併を支援するための措置が次々に拡充され、政府は約 3,200 の市町村を 1,000 に統合することを目標とし自主的な市町村合併を強力に推進した。そしてその結果、合併に踏みとどまる市町村はあるものの、2006 年には

市町村数は 1,822 となることになる。その背景としては、都市部における選挙結果に伴う都市重視、国・地方を通ずる財政危機の深まり、地方分権の受け皿の強まりがあげられよう。

さらに、2001 年 6 月には、経済財政諮問会議が「骨太の方針」において、「国に依存しなくても自立しうる自治体確立」のための施策として次の内容が示された。

「改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取組みを促進する。

また、今後の地方行政体制の在り方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村の在り方、団体規模等に応じた事務や責任の配分（例えば、人口 30 万人以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等）など、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、幅広く検討する。」

ここでは、合併しない、合併できない「小規模市町村」が出てくることを想定し、対応策を考えている。この段階では、「小規模」とはどの程度の人口規模かは不明確であるものの、「仕事と責任の縮小・都道府県の肩代わり」を視野に入れている。

このような段階を踏まえ、首相の諮問機関である第 27 次地方制度調査会が 2001 年 11 月に 2 年間の任期で発足した。「社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革」について諮問を受けた調査会は、翌 2002 年 7 月に審議事項を「基礎自治体のあり方」「都道府県のあり方」「地方税財政のあり方」などの 5 項目に確定し、専門小委員会（自治総合センター理事長の松本英昭氏が委員長）で審議を進め、松本委員長は「基礎自治体のあり方」についての「私の案的なもの」を西尾勝副会長（国際基督教大学教授）に提出してもらい、それをもとに更に意見交換を行うことを提案した。これを受けて、西尾副会長が 11 月 1 日の会議に提出した資料「今後の基礎自治体のあり方について（私案）」こそが、数々の論議の発端となる「西尾私案」である。

その後、西尾副会長は 11 月 23 日の日本自治会シンポジウムの席において、「私案」について「私人たる西尾勝の案ではなく、地方制度調査会副会長という公人としての案である」と説明するとともに、内容については次のような性格のものだと説明している。

- 1) 案の作成は地方制度調査会長からの今後の議論のためのたたき台を出すようにとの依頼を受けたもので、作成にあたってはこれまでの地方制度調査会の議論を踏まえ、また、各方面からの意見も参酌した
- 2) しがたって、すべてが西尾氏の考えということではない
- 3) また、これが最終的な落としどころというわけでもない

とはいえ、西尾副会長は「私案」に個人の考えも含まれていることを認めたい、次の 3 点を「今後の議論の中で断固死守したい」と述べた。

- 1) 合併特例法の期限切れ以降も、一定期間、さらに合併推進を続けること
今の合併推進の結果、3,200 の市町村が 2,200 程度になるだけであり、仮に人口 1 万人以下の自治体を小規模自治体と考えると、3 分の 1 がそれに該当する。そう

した多くの自治体を対象に突然ドラスティックな措置を執るべきでない。小規模自治体についてなんらかの措置をとるというのならば、まず最少人口の目標を明示して、各自治体の対応をもう一度促すのが手順である。

- 2) 小規模自治体の選択は、事務配分の特例方式と内部団体以降方式の2本立てとし、該当自治体の選択に委ねること

地方制度調査会では、小規模自治体の権限を制限すべしという議論が大勢を占めている。他の自治体に包含されても、基礎自治体にさらに小さな自治の仕組みを設けて、旧自治体の自治を維持していくという考え方は少数説であるが、この考えには個人としての思い入れが深く、ぜひこれは選択肢の一つとして実現させたい。

- 3) 強制合併ではなく、あくまでも住民の選択を尊重すること

一番強力なものは、国会で基準を決めて強制合併させることであるが、こうした方式は避けるべきである。合併を選ぶか、小規模のまま存続し事務を制限されるか、あるいは他の団体の内部団体となるか、という住民の選択肢を残すべきである。

この西尾副会長の説明に対し、シンポジウムの司会者であった龍谷大学教授の富野暉一郎氏（元逗子市長）は、西尾副会長が半強制的な合併推進は政府の強い要請によるもので必ずしも賛成ではないとのニュアンスを滲ませたものの、今後の厳しい状況において合併自体は不可避であるとの判断を示したことなどから、「大きな強制の中の小さな選択」と評したという。

3. 西尾私案の概要と市町村会の声

さて、問題の「私案」であるが、内容については次の四つの大きな項目から構成されている（詳しくは、図表4を参照）。

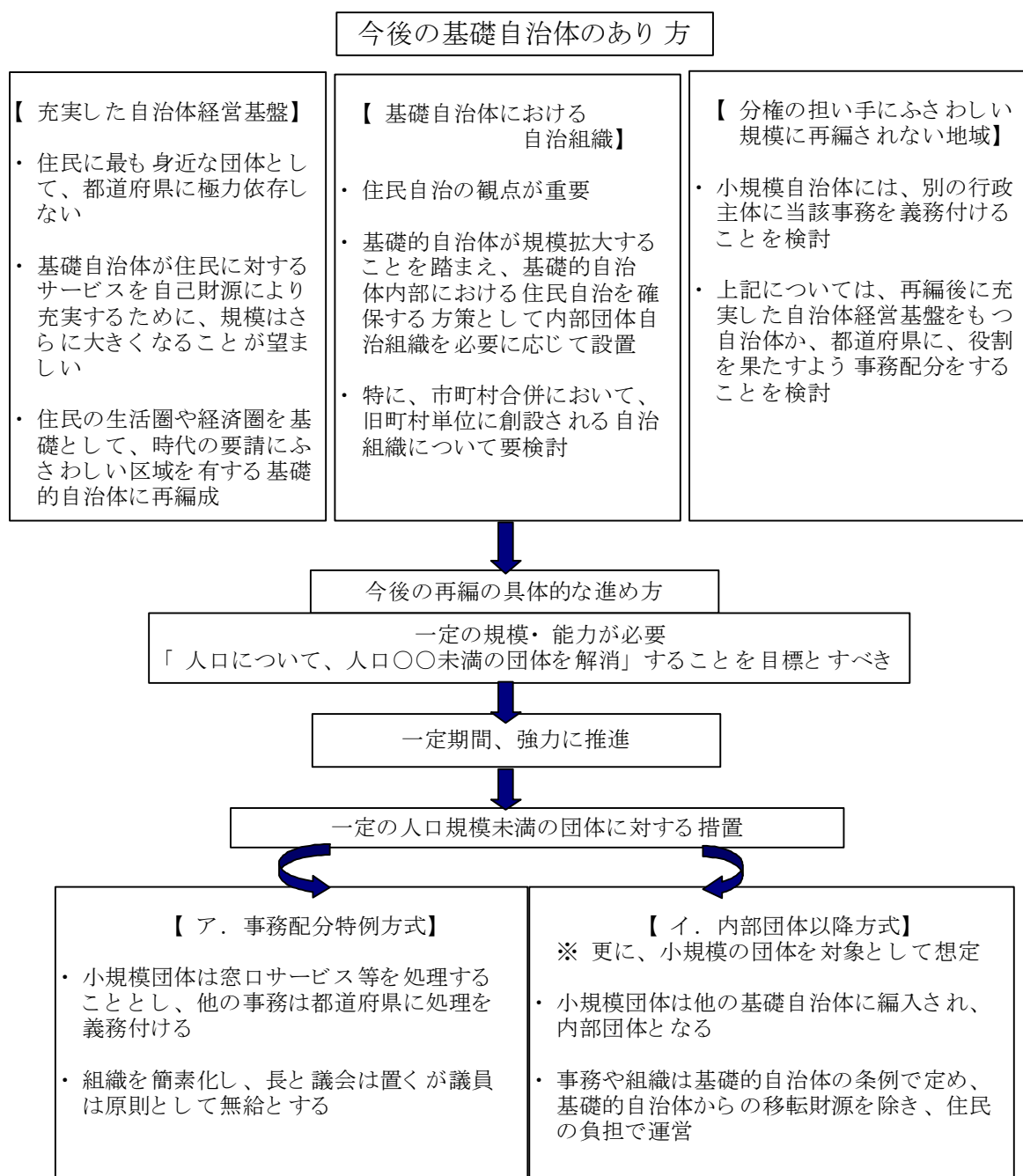
- 1) これまでの地方分権と市町村合併
- 2) 地方分権時代の基礎的自治体に求められるもの
- 3) 今後の目指すべき基礎自治体の具体的なイメージ
- 4) 合併特例法期限後の基礎的自治体の再編成のあり方

「私案」をめぐるのは、発表後にすぐさま調査会などで活発な議論が展開されるとともに全国町村会や全国長村議会議長会からは批判の声が多く上がることとなった。規模における論点は、次の通りである。

論点	西尾私案	全国町村会
●基礎自治体論	・基礎的自治体が極力都道府県に依存せず、住民に対するサービスを自己財源により充実させるため、規模はさらに大きくなるのが望ましい	・人口一定規模以上の基礎自治体に強制的に集約していく考えは、「自己決定、自己責任」「個性の発揮」の理念を無視している ・必要不可欠な公共サービスは自治体の規模の大・小、財政の裕・不裕を問わず、共通の責務であり、多様な自治体が共存しあえる地方自治制度である

		べき
●強制的合併手法 ●基礎的自治体に再編されなかった自治体	・具体的には、合併によって解消すべき市町村の人口規模（例えば人口〇〇）を法律上明示し、都道府県や国が当該人口規模未満の市町村の解消を目指して財政支援策によらず合併を推進する ・一定人口規模未満の団体について、これまでの町村制とは異なる特例的な制度を創設する	・人口一定規模未満の自治体を強制合併の対象とし、権限の制限・縮小等を行うことは、地方自治の本旨にそぐわない ・人口一定規模未満の自治体をその以降を無視して、他の基礎的自治体の内部団体に自動的・強制的に編入することは到底容認できない

■ 図表 4 西尾私案の概要



私案に対して、全国町村会は「国土を守り支えてきたのは、我々町村であるという誇りを根底から否定するもので、とても納得できるものではない」「人口規模の少ない町村を切り捨てるという横暴極まりなき論旨であり、絶対容認できない」と強く訴えている。

委員会においても「何と何をおやりなさい、それができないところは基礎自治体じゃないよという議論は、やはりおかしい」といった意見も出ており、西尾副会長が小規模団体が処理する事務を国の法令で一般に決める制度を提案した理由として、「小規模団体に選択を認めればいっそう住民自治的ではあるものの、小規模団体が都合のよい事務だけを残して面倒な事務を都道府県に任せてしまうおそれがあり、交付税措置が非常に複雑な話になる」としたことに対し、成蹊大学名誉教授の佐藤竺氏も、「まさにコントロールしようとする考え方でしかなく、こういう画一性こそ分権思想に逆行するものである」と批判している。

これまでの経緯を客観的にみても、一定の人口規模による強制的な合併推進は説得力を欠くものといえるであろう。

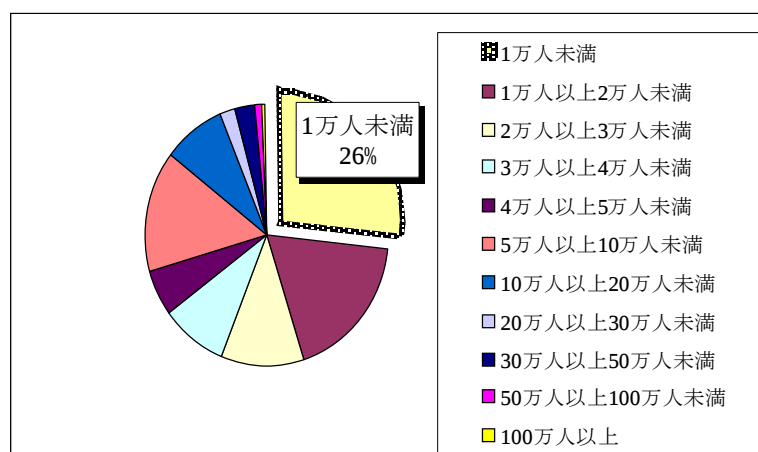
4. 小規模自治体の意義

それでは、以上を踏まえ、小規模自治体に対する私なりの見解を示したい。

確かに、今後のわが国の行方をみる際に、自治体再編の道は避けては通れないといえよう。既に、2006年3月末には、市町村数は1,822に、小規模といわれる人口1万人未満の市町村は489となることも発表されている。

■ 図表5 人口段階別の市町村の状況（2007年3月31日現在申告済みベース）

人口	市町村数	割合
1万人未満	489	26.8%
1万人以上2万人未満	332	18.2%
2万人以上3万人未満	196	10.8%
3万人以上4万人未満	157	8.6%
4万人以上5万人未満	106	5.8%
5万人以上10万人未満	280	15.4%
10万人以上20万人未満	149	8.2%
20万人以上30万人未満	39	2.1%
30万人以上50万人未満	48	2.6%
50万人以上100万人未満	14	0.8%
100万人以上	12	0.7%
合計	1,822	100.0%



だが私は、今後の基礎自治体のあるべき姿を図るときは、人口規模で論議すべき問題ではないと考える。むしろ今後は、小さくても魅力的な市町村は、わが国においてより存在価値が高まると考えている。

島根大学教授である保母武彦氏は、「新時代の潮流の変化」の本質として、次の内容をあげている。

- 1) 心の豊かさが求められる時代
- 2) 環境と健康が重視される時代
- 3) 農村社会が再評価される時代
- 4) 交流・連携と情報化の時代
- 5) 地方分権と住民自治の到来

21 世紀は、国民総生産（GDP）で豊かさをはかるような時代ではない。今や、右肩上がりの経済成長は終止符をうち、わが国においても地球市民として持続可能な社会を誰しもが考えざるを得ない時代に突入している。故に、今後は日本にとっての農山村漁村の価値が一層高まるといえないだろうか。都会の疲弊した心を癒しや汚れた空気を浄化しているのは、財才力指数が必ずしも高くもなく人口も多いとはいえない地方の農山漁村でもあり、そこには住む人々がいてこそ維持ができるというものである。そして、そのような小さな町村が元気であるからこそ、日本の将来が明るいとはいえないだろうか。また、地方だから、小さいからこそ輝く自治体に学ぶべきことが多々あることを私たちは忘れてはならないだろう。

ここで、全国市町村会による訴えを記しておきたい。

- 1) 「町村の訴え～町村自治の確立と地域の創造力の発揮（2003 年 2 月）」より

「日本全土に広がる自治体の個性や多様性を重視し、農山村を多く抱える町村と都市的機能を持つ自治体とがそれぞれの役割を果たしつつ、共存・共栄できる方向とすべきであり、人口規模にかかわらず、全ての市町村は基礎的自治体として位置づけるべきです。改革の時期には、ともすれば利害の対立を強調する誘惑に駆られやすいのですが、先進諸国で定着してきた内政の基本からみても、都市と農山村を対立して捉える発想は、日本の国内だけの閉鎖的な議論ではないでしょうか。山と川と海が生態系として結びついていること一つをみても、農山村が減れば、都市も滅びることにならないでしょうか。私たち人間は自然によって生かされていると発想を持つべきです。そして、農山村の価値と町村の存在意義を認め、都市と農山村の共存を揺るぎない国是とすべきです」

- 2) 「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて～地方交付税制度のあり方について（2004 年 12 月）」より

「平成 16 年 3 月現在、国土の 7 割は町村で占められており、多くが地方圏、中山間地域、過疎地となっています。一方、町村人口は全国の 2 割を占めるにすぎません。しかし、そこでは、ダム、発電所や産業廃棄物処理場などの施設が産業を支え、第 1 次産業は食料供給の役割も担っています。また、森林、里山などの自然環境がもつ様々な公益的機能は、京都議定書の発効が決まったことも加わり、ますます重要になっています。さらに、文化的伝統的価値を持つ農山漁村や水田を保全することは、都市住民が求める都市と農山漁村の共生と対流を実現する上でも重要です。こうした機能は、そこに住む人々の営みによって十全に発揮されるのであって、その人々の生活に必要な公共サービスを最終的に保障していくのが地方交付税なのです（中略）また、過疎地の一人当たりの行政費用は必然的に高まらざるをえず、これを反映した補正措置が不可欠です。さらに、制度が複雑だからと言って、算定基準を人口や面積だけに単純化することは、町村や中

山間地域の地理的特性を無視することにつながると考えます」

また、2004 年 2 月に長野県小布施町中学校で行われた「これからの自治を考えるシンポジウム～多様な自治が輝く『信州』を目指して」において、長野県知事田中康夫氏は、次のように述べている。

「日本の自治制度、先ほど申し上げましたように、フランスは人口 5 千人以下の町村が全体の 9 割、こうしたところにも大変に文化があり、全国から、全世界から訪れるような地元の方が営んでいる料理店があったり、それぞれの地域の個性というものが活かされています。アメリカとて同様なわけでございます。これは是非、今日同封いたしました九州大学の木佐茂男さんという方の、『合併は最善の選択か』と言う文章が、なぜスイスやドイツが小さな自治体でやっていけるのかという文章がございます。是非これをお読みいただくと皆さま本当に勇気を持っていただけたと思いますし、まさに図で組み合わせのような形を作る前に、むしろこのスイスやドイツ、あるいはフランス、あるいはアメリカとてあるような、本来の自治のあり方として、数合わせとか箱を作ることではない精神を伴ったあり方の形というものを今こそ私達は発信をしていかねばならないと思っております」

長野県については、強制的な合併策ではなく、「市町村『自律』支援プラン」を掲げていることに注目したい。その目的においては、合併する、しないにかかわらずすべての市町村が地方分権時代にふさわしい自律的な市町村自治を確立することが重要との認識を明示している。それぞれの地域、その地域での暮らし、その地域を創っていく人間的な絆を意味する「コモンズ」を重要視した施策である。

また、実際、フランスにおいては日本の十数倍にあたる約 36,500 の市町村（コミューン）が基礎自治体として生き続けている。人口規模別にみると、1,000 人未満がフランス全土の約 76%（コミューン数約 28,000）、5,000 人未満まで範囲を広げると 95%（コミューン数約 34,700）までを占めている。逆に、人口 10 万人以上の都市は全体の 0.1%に過ぎない。この国では、日本における明治の大合併で失われた「自然村」が国民の強烈な愛着に支持されて今もなお維持されているのだ。また、フランスにおいては、「フランスのもっとも美しい村協会」などが設置され、厳しい評価の下に観光におけるアピール役をも担っている。人口 1,100 人余りの村、ペルーージュのサンカン村長は、「パリとこの村の豊かさは、意味が違う。パリは生活や文化の面で優れているけど、ここは自然と環境が優れている。都市化の圧力は今後もあるでしょうけど、私たちは田舎であることを保っていきますよ」と述べている。日本においても「街並み保存」がブームとなってはいるが、今後は村についても注目がなされ「村並み保存」が重視されるようになってほしいものである。

さて、田中氏により指摘があった九州大学大学院教授の木佐茂男氏による「合併は最善の選択か」の内容を要約すると次の通りである。

- 1) 世界的にみて日本の市町村の平均人口が 39,000 人（2002 年）と巨大であることにかねてから疑問がある
- 2) 比較的自治体規模が大きく、やや強制的に合併を進めてきたスウェーデンとイギリスが注目されているが、これらの国には自治体内自治組織があることに注視すべき

- 3) スイスが小規模自治体が合併なしにうまくやっているのは、①優れた広域行政組織の効率的活動とその事務局の独立人事との関係、②官僚制のほぼ全面的な消滅と、官民の境目のない人財（人材）交流、③90年代半ばより国からの補助金が一切なくなり、自治体の財源はすべて自主財源になった（連邦税もあるが、基本的に所得税や固定資産税はすべて州（カントン）が徴税）ことによる
- 4) 総務省のいう合併の必要な「事情」はスイスやドイツにもあるが、両国には「市町村合併」とは結びつかず、広域行政組織を効率的に運用して、住民の福祉を守っている
- 5) 役場は身近な方がいい。歩いて一周できる距離にある「小さな」区域のなかで、生活や安全、健康が自分たちの税金で賄われていることを意識できる、お互いの暮らしを尊重できる距離、そのようななかにこそ豊かさが実感できる

また、同シンポジウムに出席した長野県下における3名の首長は、基礎自治体のあり方について次のように述べている。

1) 長野県栄村長 高橋彦芳氏

「市町村というのはまず『行政体』である前に『政治の単位』です。そこには主権者という者が住んでおり、それぞれのコミュニティ、集落を形成している。そして自分たちのサービスというものを自分たちが決めていく。こういうことが、まさに私は『コモンズ』とか『コミュニティ』とかいうことを基盤にしている理論だと思うのです」

2) 長野県小布施町長 唐沢彦三氏

「小さくても大きくても、自治というのはまさにその地域の人たちのふるさとであり、文化であり、あらゆるものが結集したなかのいわゆる『コモンズ』が地域自治だったんですね。その地域自治を守ろうとしない平成の合併、さらに平成の第2次の合併推進法が出て、しかもその方針に基づいて、それぞれの知事が県の計画を立て、強制はしないけれども勧告と幹施はするんだと。（中略）私ども全国の町村も、自らの行動をして発言をして住民自治というものはどういう風を守るかということをこれから主張をしていかなければならないと考えています。それからもう一つは合併のメリット、デメリットというものを、住民の皆さんとともに共有しなければいけないと思います」

3) 長野県泰阜村長 松島貞治氏

「これからは、住民の暮らしを守る規模と学校を運営するという規模とは違っていいんだという発想がなければ、本当に人口が減少していくなかで自分たちがその地で生きていくという自治の姿ができないと今考えております。そういう意味で100あった仕事を私のところでは60やるんだけれども、40は隣の町や村と一緒にあって、それは、学校もそうかもしれません。共同でやって行くことを区別しなければなりません。全て一つの自治体で解決する必要はないと思っております」

泰阜村は、行政村としてスタートした1875年以来、合併も分村も経験していない村であるが、村長である松島氏は「政策決定の場を住民から遠くにする市町村合併が推進されるのか理解できない」「苦しくても、1日でも1時間でも独立村として存続させることが村人

にとって幸せ」といい、自立にこだわる理由を次の通りとしている。

イ)	過疎の山村の現実
今回の合併の推進理由に「生活圏の拡大」があげられるが、過疎の山村で自動車を使えない弱者の生活圏は逆に狭くなっている。自己責任を求めても、なおかつ行政が支援しなければ暮らしが守られない住民がおり、過疎の山村にとっては村そのものがセーフティネットである	
ロ)	周辺部が寂れること
昭和の合併から 50 年経過し、周辺部では人口減少を中心に地盤沈下が激しく、その問題は深刻である。泰阜村のように、どのような組合せをしても中心になれない村があり、中心になれない地域では、心の拠り所である役場は支所に、学校も将来消えていく運命となる。	
ハ)	21 世紀の基礎的自治体の役割
都市型の発展をした地域では、行政区域を拡大することのほうが個性も発揮しやすいところもあるが、長野県の南部県境地域のように、山と川と谷で分断された地域は、規模を拡大できぬまま文化を守り育ててきたところもある。多様性を認め、個性ある政策展開をしていくのがこれからの行政でありその規模は千差万別でいい。基盤整備中心の行政から、住民に密着した福祉、教育、環境などが行政課題になっていく 21 世紀は、自治の規模はむしろ小さいほうがよいものばかり	

今後は、小規模自治体に問わずとも、泰阜村長の松島氏が述べた通り、新しい自治体のあり方～広域行政のあり方を考えなくてはならなくなるだろうが、どちらにせよ、市町村の自立・自律を国、都道府県が支援する姿勢を示すことが重要である。

また、広域行政については、おって海外諸国の事例や長野県政と市町村の関係などをみることにより、より研究を深めていくこととしたい。

5. おわりに

先日、改革派首長としては全国で名の高い、前・埼玉県志木市長の穂坂邦夫氏が著書「市町村崩壊」を発行した。ここでは、ふるさと喪失、地方の切捨てなど、現在の地方分権における問題が如実に表現されるとともに、平成の大合併について「理念と創意なき市町村合併」と言い切り、「地域の大型化が地域コミュニティを崩壊させることは確実」と述べている。また、本のなかにおいては、市町村の破壊から再生についての穂坂氏によるシナリオが描かれているのであるが、そのたどり着く先は、自立するふるさとの姿であった。穂坂氏が訴え続けているように、地域の住民力がわが国の基盤となることは疑いの余地はなく、私たちは合併のあり方とともに、広域行政や住民自治、そしてお金の流れや人の流れも含め、地方と都市が支えあいながらこの国のかたちを考えていかねばならないと考える。人口が少ないからといって、地方を切り捨てることがあってはならないし、また、このよ

うな波乱のときこそ、小規模自治体の価値を見直す絶好の機と捉えたいものである。

フランスにも目を向けてみると、パリにおいてもこの 10 年間でずいぶんと変化が起こっている。東京も確かにストレスの多い街であるが、パリでも治安の悪化が目立ち、不眠症、ストレスに悩む人々も増えているという。最近、世界中の大都会に暮らす人々が、週末あるいはフリータイムに田舎に行って英気を養う傾向がある。日本においても、スローライフや半農生活といった言葉が身近になりつつあり、だからこそ、地方においても日本の生活文化を守り伝える豊かな農山村漁村を大切にしたい。

私たちは今、間違いなく、量や規模から質の時代へと転換している。それは、自治体の規模についても同様とはいえないだろうか。大きいから、効率がいいから、よいのだということ安易にいつてはならない。それを一番身にしみて感じているのは、急速な経済成長を経て心の行き場や人間本来の生き方を見失ってしまった現代を生きる私たちなのではないだろうか。

理念がなく将来のビジョンがないままの合併によるリスクは大きすぎる。私は、合併推進についても、一定の人口規模で判断することなく各自自治体の自主的な判断による再編が望ましいと考え、そのための模索を国・地方ともに真摯に進めていく必要があると考える。そして、地域に生きる人が生き生きと暮らせる国を皆で目指したいと強く願っている。

【参考文献】

「小さくても元気な自治体」保母武彦監修（自治体研究社/2002 年 8 月発行）

「どう乗り切るか市町村合併」大森彌、大和田健太郎（岩波書店/2003 年 3 月発行）

「地図で知る平成の大合併」今井克典（国際地学協会/2005 年 3 月発行）

「地方制度調査会の『西尾私案』－基礎的自治体のあり方と市町村合併をめぐる議論について－国立国会図書館」行政法務課 **ISSUE BRIEF NUMBER 417** (2003 年 3 月)

「『西尾私案』は『個人の案ではなく公人の案』日本自治学会シンポで自ら説明」社団法人行革国民会議 **HP**（2002 年 12 月）

「フランスの地方分権改革」自治・分権ジャーナリストの会編（日本評論社/2005 年 5 月発行）

「これからの『自治』をともに考えるシンポジウム」小布施町 **HP**（2004 年 4 月）

「合併は最善の選択か」木佐茂男（町村週報/2003 年 12 月発行）

「住民の暮らしを守るために」松島貞治著（月刊生活経済政策/2004 年 1 月号）

「市町村崩壊」穂坂邦夫（スパイス/2005 年 6 月発行）

「ベアトリス夫人の美しい生きかた」伊藤緋沙子（光文社/2005 年 3 月発行）